

ズーノーシス

動物由来感染症 ハンドブック 2011

親しき仲にもルールあり。

ズーノーシス(動物由来感染症)は、
ペットからも感染する病気です。



動物由来感染症を知っていますか

動物由来感染症とは

「動物由来感染症」とは動物から人に感染する病気の総称です。人と動物に共通する感染症(Zoonosis:ズーノーシス)は、日本では、「人獣共通感染症」とか「人と動物の共通感染症」ともいわれますが、厚生労働省は人の健康問題という視点に立って、「動物由来感染症」という言葉を使っています。世界保健機関(WHO)では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染(動物等では病気にならない場合もある)」と定義しています。なお「動物由来感染症」には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの等病原体によって様々なものがあります。

動物由来感染症が問題となる背景

その背景として人間社会の変化と人間の行動の多様化があげられています。例えば、交通手段のめざましい発展による膨大な人と物の移動、人口の都市集中、絶え間ない土地開発と自然環境の変化、先進国では高齢者の増加等の影響や、野生動物のペット化、動物工場のような形態での動物性食品の生産体制への著しい変化等があげられています。そのような中で今まで未知であった感染症が明らかになったり、忘れられていた感染症がその勢いを取り戻しています。人間は多くの生物と共生している事実を忘れないで、幅広い視野に立って感染症の対策を立てていく必要があります。



すか？

世界では、たくさんの新しい感染症が見つかっています

世界では従来知られていなかったたくさんの新しい感染症(新興感染症)が今も次々と見つかっています。そしてその多くが動物由来感染症であることもわかってきました。それらの中には感染力が強く重症化する傾向のあるものや、有効な治療法がまだ開発されていないものもあります(SARS、エボラ出血熱、マールブルグ病、ハンタウイルス肺症候群等)。これらの新興感染症が見つかる以前に動物由来感染症は、世界保健機関(WHO)で把握されているだけでも150種類以上あります。また、最近問題になっている生物テロ兵器として、炭疽菌^{たんそ}、ペスト菌、ウイルス性出血熱のウイルス、野兔病菌^{やとびょう}等の病原体があげられていますが、これらは動物由来感染症の病原体です。

日本と世界の動物由来感染症

世界中で数多くある動物由来感染症のすべてが日本に存在するわけではありません。日本には寄生虫による疾病を入れても数十種類程度と思われます。このように、日本では動物由来感染症は比較的少ないのですが、世界では多くの動物由来感染症が発生していますので、海外でむやみに野生動物や飼い主不詳の動物に触れることは止めましょう。

日本に動物由来感染症が比較的少ない理由

● 地理的要因(温帯で島国)

日本は全体として温帯に位置しているため、特に熱帯・亜熱帯地域に多い動物由来感染症がほとんどありません。また島国であるため周囲の国々からの感染源となる動物の侵入が限られています。これらの地理的要因のため野生動物由来感染症やベクター(ダニ、蚊等)媒介性の動物由来感染症が比較的少ないと思われます。

● 家畜衛生対策等の徹底

日本では獣医学分野が中心となって家畜衛生対策、狂犬病対策を徹底して行ってきました。その結果、家畜のブルセラ病、牛の結核のようにほとんど見られなくなったものや、狂犬病のように国内から一掃された動物由来感染症があります。

● 衛生観念の強い国民性

日本人は、日常的な衛生観念の強い国民性であるといわれており、手洗いの励行やネズミ・ハエ等対策を行ってきたこと等も関係があるかもしれません。

もう少し詳しく動物由来感染

動物由来感染症の伝播^{でんば}

病原体が感染してうつることを「伝播^{でんば}」といいます。動物由来感染症における伝播^{でんば}とは病原体が動物から人間にうつるまでのすべての途中経過をあらわします。病原体の伝播^{でんば}は感染源である動物から直接人間にうつる直接伝播^{でんば}と、感染源である動物と人間との間に何らかの媒介物が存在する間接伝播^{でんば}の、大きく2つに分けることができます。さらに間接伝播^{でんば}は感染動物体内の病原体を節足動物等(ベクター)が運んで人間にうつすもの、動物の体から出た病原体が周囲の環境(水や土等)を介して人間にうつるもの、および人間が利用する畜産物等の食品が病原体で汚染されている場合に分けて考えることができます。



伝播経路 ^{でんば}		具体例	動物由来感染症の例
直接伝播 ^{でんば}		か 咬まれる ひっかかる 触れる (排せつ物等含む)	狂犬病、カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症、 コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、パストレラ症 猫ひっかき病 トキソプラズマ症、回虫症、エキノコックス症、クリプトコックス症、 オウム病、ブルセラ症、皮膚糸状菌症、サルモネラ症
間接伝播 ^{でんば}	ベクター媒介	ダニ 蚊 ノミ ハエ	クリミア・コンゴ出血熱、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつが虫病 日本脳炎、ウエストナイル熱、デング熱、チクングニア熱 ペスト 腸管出血性大腸菌感染症
	環境媒介	水系汚染 土壌汚染	クリプトスポリジウム症、レプトスピラ症 炭疽 ^{たんそ} 、破傷風
	動物性食品媒介	肉 鶏卵 魚肉	腸管出血性大腸菌感染症、E型肝炎、カンピロバクター症、 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD) サルモネラ症 アニサキス症

症を知りましょう

動物の各カテゴリーと動物由来感染症との関連

動物を生活環境により分類した場合、それぞれのカテゴリー(群)と動物由来感染症との関連性が見い出せます。

カテゴリー(群)	動物由来感染症との関連
ペット	本来、犬や猫からうつることは少ないが、病原体は持っている。人と密接に触れ合うことで感染することがある。
野生動物	どのような病原体を持っているか不明なことが多い。 重篤な感染症の病原体を持っている可能性がある。
家畜	衛生対策の徹底で予防可能な感染症が多い。
展示動物	人と動物とが触れ合える施設では、不特定多数の人が接触することから、動物由来感染症に配慮した対策が重要。

動物由来感染症の病原体

動物由来感染症の原因となる病原体には、大きいものでは数センチ(時には数メートル)もある寄生虫から電子顕微鏡を用いなければ見ることのできないウイルスまで、様々な病原体があります。また最近では従来の微生物の概念とは異なるプリオンという異常タンパク質までもが動物由来感染症の原因となることが分かっています。

病原体	引き起こされる感染症の例
ウイルス	狂犬病、日本脳炎、ウエストナイル熱、デング熱、チクングニア熱、ダニ媒介脳炎、E型肝炎
リケッチア・コクシエラ・クラミジア	Q熱、オウム病、日本紅斑熱、つつが虫病
細菌	ペスト、サルモネラ症、レプトスピラ症、猫ひっかき病、ブルセラ症、カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、カンピロバクター症
真菌	皮膚糸状菌症、クリプトコックス症
寄生虫	トキソプラズマ症、回虫症、エキノコックス症、クリプトスポリジウム症、アニサキス症
プリオン	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)

世界ではこんなことが起こっ

ヨーロッパで あったこんな話

サルモネラ症

はちまうるい
爬虫類のベツトから、乳児が感染して死亡。

ダニ媒介脳炎

中欧で森林散策した後に、高熱を出して死亡。

野兔病

やとびょう
汚染地帯で、野ウサギやダニから感染して発熱。

アジアであったこんな話

レプトスピラ症

洪水後、川で泳いで不明熱、感染源はネズミ由来の細菌。

鳥インフルエンザ(H5N1)

鶏での感染がアジア、ヨーロッパ、アフリカ等に拡大し、感染した鳥と濃厚に接触した人が感染し死亡。

ニパウイルス感染症

オオコウモリのウイルスが豚に感染した後に、人が豚から感染して脳炎で死亡。

狂犬病

犬に咬まれて感染発症し、死亡。

デング熱

流行地域に滞在中に蚊に刺されてウイルスに感染し発熱、まれに重篤じゅうとくになることもある。

チクングニア熱

流行地域で蚊に刺されることにより感染する。感染地域もアフリカ、南アジアから東南アジアへと拡大している。

腎症候性出血熱

ネズミが病原体を保有し、発熱、出血傾向、腎障害を特徴とする風土病としてユーラシア大陸各地に定着。

アフリカで あったこんな話

エボラ出血熱、 マールブルグ病

サルから感染した後に、人から人へ体液で感染。

サル痘

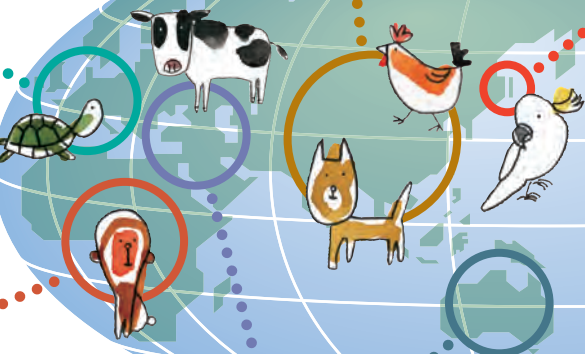
人がサルやリス等の野生動物から感染すると、天然痘てんとうに似た症状。

クリミア・コンゴ出血熱

動物やダニから人が感染した後に、人から人へ院内感染。

ラッサ熱

西アフリカでネズミが媒介する病気。患者は毎年30万人。



中近東で あったこんな話

ブルセラ症

ウシ等の家畜に触れたり、未殺菌乳を飲んで慢性感染。

炭疽

もともと病原菌は土壌に長期生存し、感染した動物から人が感染。

オーストラリアで あったこんな話

リッサウイルス感染症、 ヘンドラウイルス感染症

コウモリ由来の新たなウイルス感染症により死者発生。

ています

日本であったこんな話

狂犬病

海外で犬に咬まれ感染した人が、日本に帰国して発症後、死亡。

オウム病

展示施設の従業員で集団発生。

エキノコックス症

キタキツネの糞で感染して20年後に発症。

腸管出血性大腸菌感染症

触れ合い動物施設に來場した人で集団感染。

Q熱、パストツレラ症、猫ひっかき病、カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症、コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

犬、猫がふつうに持っている病原体で、過度の密接な接触によって感染。

レプトスピラ症

感染ネズミの尿で汚染された池や川で水遊びをして感染し、発熱。

サルモネラ症

ペットのミドリガメやイグアナ等の爬虫類から子供が感染し、重症に。

日本紅斑熱

温暖な太平洋沿いでダニに咬まれて発症し、春と秋が発生のピークに。

結核

動物園のサルが感染し、安楽死処分に。

北アメリカであったこんな話

狂犬病

コウモリから感染して発症後に死亡。まれに、発症したアライグマやスカンクに咬まれて感染。

ペスト

野生リス、プレーリードッグが感染。死亡者もいる。

ウエストナイル熱

蚊が媒介するウイルス病、カラスの不明死に次いで人での発症。

ハンタウイルス肺症候群

致死率の高い呼吸器感染症、野生ネズミが感染源。

Bウイルス病

一部のアジア産サルに咬まれ、唾液に潜んでいた致死性ウイルスに感染。

サル痘

アフリカから輸入した齧歯類からプレーリードッグに感染し、さらに人へ。

中南米であったこんな話

黄熱

サルでの流行が見られる森林地帯で、感染サルを吸血した蚊に刺された人が感染。

狂犬病

吸血コウモリに咬まれて感染した人や家畜が発症して死亡。まれに、野生のサルも発症。



こんなことに注意しましょう

日常生活で注意すること

犬の予防注射と登録等

飼い主には狂犬病予防のため法律で飼い犬の登録と飼い犬への狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。ご相談は市町村等の窓口へ。



過剰な^ふ触れ合いは 控えましょう

細菌やウイルス等が動物の口の中やつめにいる場合があるので、口移しでエサを与えたり、スプーンや箸^{はし}の共用は止めましょう。動物を布団に入れて寝ることも、濃厚に接触することになるので要注意です。



動物にさわったら、 必ず手を洗いましょう

知らないうちに動物の唾液^{だいき}や粘液に触れたり、傷口等にさわってしまうこともあるので、動物にさわったら必ず手を洗いましょう。動物には病気を起こさなくても人には病気を起こす病原体があります。



動物の身の回りは 清潔にしましょう

飼っている動物はブラッシング、つめ切り等、こまめに手入れをして清潔にしておきましょう。小屋や鳥かご等はよく掃除をして清潔に保ちましょう。タオルや敷物、水槽等は細菌が増殖しやすいので、こまめな洗浄が必要です。

糞尿は速やかに 処理しましょう

糞が乾燥すると空気中を漂い、吸い込みやすくなります。糞尿に直接ふれたり吸い込んだりしないよう気をつけ、早く処理しましょう。

室内で鳥を飼育する時は 換気を心がけましょう

羽毛や乾燥した排せつ物、塵埃等が室内に充満しやすくなります。室内の清掃のほか、定期的に換気に努めましょう。

砂場や公園で遊んだら、 必ず手を洗いましょう

動物が排せつを行いやすい砂場や公園は注意が必要です。特に子供の砂遊び、ガーデニングで草むしりや土いじりをした後は、十分に手を洗いましょう。また、糞を見つけたら速やかに処理しましょう。



野生動物の家庭での 飼育や野外での接触は 避けましょう

野生動物はどのような病原体を保有しているか分かりません。動物由来感染症予防のため、また野生動物保護の観点からも、野生動物の飼育を避けましょう。



個人の対応・国の対応

早めに医療機関を受診しましょう

体に不調を感じたら、早めに受診を!

動物由来感染症に感染しても、かぜやインフルエンザ、ありふれた皮膚病等に似た症状がでる場合が多く、病気の発見が遅れがちです。特に小さな子供や高齢者は一旦発病すると重症化しやすいので要注意です。医療機関を受診する際は、ペットの飼育や動物との接触状況についても医師に伝えましょう。

● 関係法規に基づく動物対策の概要

法律名	対象動物	対象疾病	主な措置
感染症法 ^(注1)	サル	エボラ出血熱、マールブルグ病	輸入禁止地域の指定、ペットとしての輸入禁止、輸入検疫、発生時の届出
		細菌性赤痢、結核	発生時の届出
	プレーリードッグ	ペスト	輸入禁止、発生時の届出
	イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	コウモリ	狂犬病、ニパウイルス感染症、リッサウイルス感染症	輸入禁止
	ヤワゲネズミ	ラッサ熱	
	哺乳類、鳥類 (家畜や家きんを除く)	動物ごとに定められる疾病 ^(注2)	輸入届出
	犬	エキノコックス症	発生時の届出
	鳥類	ウエストナイル熱、鳥インフルエンザ(H5N1)	
	げっしるい齧歯類、昆虫類及び人の感染源となる動物	1～4類感染症 ^(注3)	駆除、消毒等の対物措置(発生予防とまん延防止)
人の感染源となる動物	感染症全般	疫学調査(関係者の協力の上)	
狂犬病予防法	犬、猫、キツネ、スカンク、アライグマ	狂犬病	輸出入検疫、犬の登録、ワクチン注射 発生時の届出、隔離命令等
検疫法	げっしるい齧歯類、昆虫類	検疫感染症 ^(注4)	検疫区域内での疫学調査、駆除

(注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。(注2) 12ページを参照。(注3) 11ページを参照。(注4) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、痘瘡(天然痘)、新型インフルエンザ等感染症、デング熱、鳥インフルエンザ、マラリア。検疫感染症に準ずる感染症:ウエストナイル熱、腎症候性出血熱、チクングニア熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺炎候群。

ペットの健康状態に注意しましょう

動物(ペット)も定期検診で病気の早期発見を!

動物由来感染症の病原体に感染しても動物は軽い症状で終わったり、無症状ですんでしまうことがあるため、知らないうちに飼い主が感染してしまう場合があります。ペットに定期検診を受けさせる等、日常の健康管理に注意し、病気を早めに見つけましょう。またペットが病気と診断された場合、人にうつる可能性があるか否かを獣医師に確認しましょう。

かかりつけの動物病院で相談!

ペットのかかりつけ動物病院を持ち、相談できる関係づくりが大切です。飼い方、病気の予防や予防注射等の相談ができると安心です。まず自分の身近な動物から感染のおそれのある感染症について、知識を持つことが大切です。



● 関係法規に基づく行政、国民、医師、獣医師等の役割

	感染症法	狂犬病予防法
国	正しい知識の普及、情報の収集・分析・提供、研究推進、検査能力向上、人材育成、医薬品の研究開発検査体制整備、国際的な連携、適切な医療の提供と人権の尊重等	通常時の自治体への技術的指導・助言および発生時の指示等
自治体	正しい知識の普及、情報の収集・分析・提供、研究推進、検査能力向上、人材育成、適切な医療の提供と人権の尊重等	犬の管理(登録、予防注射、抑留)の事務、発生時の事務
国民	正しい知識の取得、予防への注意、患者の人権に配慮	飼い犬の登録、予防注射の義務等
医師等	国・自治体への協力、予防に寄与、患者の人権に配慮、発生時の届出等	
獣医師等	国・自治体への協力、予防に寄与、発生時の届出	発生時の届出、狂犬病予防員への協力等
動物等取扱業者	正しい知識の取得、衛生管理に努める	飼い犬の登録等への協力

感染症法^{*}による動物由来感染症対策

^{*}感染症法: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

感染症法では、病原体の感染力や病気にかかった場合の重症度等に基づいて、総合的な観点から、感染症を危険性が高い順に1~5類感染症に分類しています。また、感染症の発生を早期に、正確に把握するため、患者を診断した医師や感染・発症した動物を診断した獣医師は保健所への届出が義務付けられています。

主な感染症の類型と発生の把握

医師の届出

患者を診断した医師は、感染症の類型に応じて以下の期日以内に保健所に届け出ることが義務付けられています。(法第12条)

■ 診断後直ちに届出

- 1類感染症** 原則入院、消毒等の対物措置(動物対策を含む)
●エボラ出血熱●クリミア・コンゴ出血熱●南米出血熱●ペスト
●マールブルグ病●ラッサ熱
- 2類感染症** 状況に応じて入院、消毒等の対物措置(動物対策を含む)
●結核●重症急性呼吸器症候群(SARS)●鳥インフルエンザ(H5N1)
- 3類感染症** 特定職種への就業制限、消毒等の対物措置(動物対策を含む)
●細菌性赤痢●腸管出血性大腸菌感染症
- 4類感染症** 動物、飲食物を介しての感染が多い。消毒、廃棄等の対物措置
●E型肝炎●ウエストナイル熱●エキノコックス症●黄熱●オムスク出血熱●オウム病
●回帰熱●キャサナル森林病●Q熱●狂犬病●サル痘●腎症候性出血熱●西部ウマ脳炎
●ダニ媒介脳炎●炭疽●チクングニア熱●つつが虫病●デング熱●東部ウマ脳炎●鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)●ニパウイルス感染症●日本紅斑熱●日本脳炎●ハンタウイルス肺症候群●Bウイルス病●鼻疽●ブルセラ症●ベネズエラウマ脳炎
●ヘンドラウイルス感染症●発しんチフス●ポツリヌス症●マラリア●野兔病●ライム病
●リッサウイルス感染症●リフトバレー熱●類鼻疽●レプトスピラ症●ロッキー山紅斑熱

■ 診断後7日以内に届出

- 5類感染症** 発生情報の収集分析と結果の公表によって発生拡大を防止
●アマーバ赤痢●クリプトスポリジウム症●ジアルジア症

獣医師の届出

日本で発生した場合に重大な影響が予想される感染症や人の感染予防に注意が必要な感染症として規定される感染症にかかった動物を診断した獣医師は、保健所へ届け出ることが義務付けられています。(法第13条)

■ 診断後直ちに届出

エボラ出血熱のサル、マールブルグ病のサル、ペストのプレーリードッグ、重症急性呼吸器症候群(SARS)のイタチアナグマ・タヌキ・ハクビシン、結核のサル、鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類、細菌性赤痢のサル、ウエストナイル熱の鳥類、エキノコックス症の犬

動物の輸入規制、輸入手続き

我が国には、家畜、ペット、実験動物、展示動物等たくさんの動物が世界各国から輸入されています。輸入される動物を原因とする感染症の発生を防止するため、感染症法では、我が国に持ち込まれる動物(家畜等を除く)に対して、輸入の禁止、検疫、届出といった規制が講じられています。

輸入禁止

人へ^{じゅうとく}重篤な感染症を感染させるおそれがあるため、日本への輸入が禁止されています。

動物

コウモリ、プレーリードッグ、ヤワゲネズミ、イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、サル^(※)

すべての地域で輸入禁止

※サルは、試験・研究・展示用に限り、一部の地域から輸入可能。(輸入検疫を実施)

輸入届出

輸入動物によって動物由来感染症が侵入する危険性を低減させるとともに、国内への動物の輸入状況を的確に把握するため、平成17年9月に動物の輸入届出制度が導入されました。

家畜や犬猫、輸入禁止動物以外の哺乳類(一部は死体を含む)、鳥類を輸入する場合には、動物ごとに決められている疾病について輸出国政府が発行する衛生証明書が必要です。

■ 手続きの概要

届出対象動物(生きた哺乳類及び鳥類、^{げっしゅく}齧歯目の死体、一部ウサギ目の死体)を輸入する方は、輸入の都度、下の表の対象疾病に関する輸出国政府の衛生証明書や関係書類を添えて、動物の種類や数量等を輸入する空海港の検疫所に届け出て、検疫所による確認を受ける必要があります

※動物の輸入届出制度の対象は販売用や展示用に限らず、個人で飼われているペット等もすべて対象となっています。ハムスター、リス、インコ、オウム等を持ち帰る際には注意しましょう。

■ 詳しい内容は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou12/index.html>

■ 輸入届出の対象動物と動物ごとに定められている感染症

	対象	対象疾病
生体	^{げっしゅく} 齧歯目に属する動物	ペスト、狂犬病、サル痘 ^{さるとう} 、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病、レプトスピラ症
	ウサギ目(ナキウサギ科)に属する動物	野兔病 ^{やとびょう} 、狂犬病
	その他の哺乳類	狂犬病
死体	^{げっしゅく} 齧歯目に属する動物の死体	ペスト、サル痘 ^{さるとう} 、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病 ^{やとびょう} 、レプトスピラ症
	ウサギ目(ナキウサギ科)に属する動物の死体	野兔病 ^{やとびょう}
鳥類に属する動物		ウエストナイル熱、高病原性鳥インフルエンザ

※輸入が禁止されている動物(コウモリ、プレーリードッグ等)、検疫が行われている動物(犬猫等、家畜)は本制度の対象ではありません。

動物由来感染症の種類①

狂犬病

■ 病気の特徴(症状)

通常1～3カ月の潜伏期間の後に発症。初期は風邪に似た症状で、^か咬まれた部位に知覚異常が見られる。不安感、恐水症、興奮、麻痺、錯乱等の神経症状が現れ、数日後に呼吸麻痺で死亡する。発症してしまうと100%死亡する。

■ 感染経路・感染状況

感染した犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク、コウモリ等に咬まれる等唾液中のウイルスとの接触により感染する。日本では1957年を最後に国内の動物での発生はないが、近年、海外で犬に咬まれて感染した人が帰国後に発症して死亡するという例が確認されている。世界のほとんどの地域で発生しており、狂犬病による死者は年間3～5万人といわれている。特にアジアとアフリカでの発生が多い。

■ 予防

- 万一の発生時に備え、日本では飼い犬に、年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせる(4～6月)。
- 飼い犬は市町村窓口で登録する(犬の取得時に1回)。
- 犬、猫、アライグマ、キツネ及びスカンクを輸出入する場合は必ず検疫を受けさせる。
- 海外ではむやみに動物をさわらない。
- 渡航先で狂犬病のおそれのある犬等に咬まれたら、すぐに傷口を石けんときれいな水でよく洗い、速やかに医療機関で傷の処置と治療、狂犬病ワクチンの接種等をする。
- 狂犬病の流行国で犬に接する機会が多い場合、渡航前にワクチンを接種しておくが良い。



クニミア・ロンゴ出血熱

■ 病気の特徴(症状)

潜伏期間は2～9日。発症は突発的で、発熱、頭痛、筋肉痛、腰痛、関節痛が見られ、重症化すると発熱に加え、点状出血から大紫斑まで種々の程度出血が見られる。発症率は感染者の20%程度、致命率は15～40%と推定されている。

■ 感染経路・感染状況

ダニに咬まれたり、感染動物(特にヒツジ等の家畜の血液、体液)と接触したりして感染する。中国西部、中央アジア、中近東、ロシア、東欧、アフリカ大陸で地方病的に流行しているが、日本やアメリカ大陸での発生はない。

■ 予防

- 流行地では、ダニが重要な感染経路となるので、長袖、長ズボンを着用し、素足でのサンダル履き等は避ける。また、家畜等にむやみに触れない。



■ 病気の特徴(症状)

鶏、七面鳥、ウズラ等が高病原性の鳥インフルエンザウイルスに感染すると、全身症状を示して死亡する。特にH5N1亜型はアジア・アフリカ等に拡大しており、感染した鳥や死亡した鳥と接触した人が感染する事例も報告されている。症状の多くは発熱、呼吸器症状(肺炎)であるが、多臓器不全で死に至る場合もある。

■ 感染経路・感染状況

人は、感染した鳥やその排せつ物、死体、臓器等に濃厚に接触することによってまれに感染することがある。日本では発症した人は確認されていない。自然界では、渡りをする野生の水きん類(カモ等)がウイルスを保有している場合がある。

■ 予防

- 鳥インフルエンザの流行地域で病気の鳥や死んだ鳥にむやみに近づかない、さわらない。
- 国内の鳥で発生があった場合には、防疫作業に従事する者等は徹底した感染防御と健康管理を行う。



■ 病気の特徴(症状)

腺ペスト、敗血症ペスト、肺ペストに大別され、人のペストの80~90%は腺ペストである。腺ペストの場合は急激な発熱(38℃以上)等と全身状態の悪化、リンパ節の腫脹等が起こる。腺ペストから敗血症ペスト、肺ペストに移行すると致死率が高くなる。適切な抗菌薬(ストレプトマイシン等)による治療を行わないと予後不良。

■ 感染経路・感染状況

多くが病原体保有ノミに刺されることによるが、感染動物(プレーリードッグ等の野生齧歯類等)の体液に触れたり、まれに菌の吸入によっても起こる。日本では1926年以来発生はないが、南北アメリカ、アフリカ、アジア、インドで地方病的に存在し、世界的には1990年以降患者が増加している。

■ 予防

- 発生地では野生齧歯類等の感染動物との接触に注意。



動物由来感染症の種類②

エキノコックス症(多包条虫症)

■ 病気の特徴(症状)

エキノコックスの虫卵が口から入ることで感染する。虫卵は腸の中で幼虫になり、その後肝臓に寄生する。感染後、数年から十数年ほどたって自覚症状が現れる。初期には上腹部の不快感・膨満感の症状で、さらに進行すると肝機能障害を起こす。

■ 感染経路・感染状況

日本では、北海道のキタキツネが主な感染源で、糞中に病原体であるエキノコックスの虫卵を排出する。北海道で放し飼いをして感染した犬もキタキツネ同様に感染源となる。人はエキノコックスの虫卵が手指や、食物や水等を介して口から入ることで感染する。人は血清等で検査可能であるが、治療方法は外科手術となる。犬は糞で検査可能。

■ 予防

- キタキツネ等との接触をできるだけ避け、外出後は手をよく洗う。
- キツネを人家に近づけないよう、生ゴミ等を放置せず、エサを与えたりしない。
- 沢や川の生水は煮沸してから飲むようにする。
- 山菜や野菜、果物等もよく洗ってから食べる。
- 犬も感染した野ネズミを食べて感染するため、放し飼いをしない。



■ 病気の特徴(症状)

5～14日の潜伏期の後に、38～40℃の発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、結膜充血等の初期症状で発症する。重症の場合は、発症後5～8日目に黄疸、出血、腎機能障害等の症状が認められる。

■ 感染経路・感染状況

保菌動物(犬、ネズミ等)の尿中に菌が排出される。感染動物の尿に触れたり、尿に汚染された水や土等から皮膚や口を介して感染する。全国で散発的に発生しているが、地域によって集団発生も報告されている。

■ 予防

- ネズミの駆除等のレプトスピラ保菌動物への対策や衛生環境の改善。
- 感染の可能性のある動物と接触する場合は手袋やゴーグル等を着用。



レプトスピラ症

■ 病気の特徴(症状)

患者の大多数は発熱で始まる急性熱性疾患の症状を呈する。発熱、関節痛で発症し、発疹をきたすことが多い。関節痛は手足に認められ、多くの場合、両手両足に発生し、関節の炎症や腫脹を伴う。関節痛は急性症状が軽快した後も、数週間から数ヶ月にわたって続くことがある。これらの症状に加え、全身のけん怠感・頭痛・筋肉痛・リンパ節腫脹が認められる場合もある。また出血傾向(鼻出血や歯肉出血)、結膜炎や悪心・嘔吐をきたすこともある。重症例では神経症状(脳症)や劇症肝炎が報告されている。

■ 感染経路・感染状況

チクングニアウイルスを保有する蚊(ヤブ蚊)に刺されることにより感染する。近年、東南アジア地域での発生の広がりが見られている。

■ 予防

- 流行地域では蚊除け剤の使用や、長袖・長ズボンを着用して素肌を露出させない等、蚊に刺されないようにする。



■ 病気の特徴(症状)

突然の発熱(39℃以上)、頭痛、筋肉痛、時に消化器症状、発疹。通常、1週間以内に回復するが、その後倦怠感が残ることも多い。感染者の約1%未満が、重篤な症状として脳炎、髄膜炎、麻痺、昏睡等を示す。感染者の約80%は不顕性感染。

■ 感染経路・感染状況

ウエストナイルウイルスを保有する蚊(イエ蚊・ヤブ蚊)に刺されることにより感染する。近年、欧米地域での発生も確認されている。日本では、発生は見られていない。

■ 予防

- 流行地域では蚊除け剤の使用や、長袖・長ズボンを着用して素肌を露出させない等、蚊に刺されないようにする。

■ 病気の特徴(症状)

突然の発熱(38℃以上)で発症、咳が必ず出て、痰を伴う。全身けん怠感・食欲不振・筋肉痛・関節痛・頭痛等のインフルエンザのような症状。重症になると呼吸困難・意識障害等を起こし、診断が遅れると死亡する場合もある。

■ 感染経路・感染状況

インコ、オウム、ハト等の糞に含まれる菌を吸い込んだり、口移しでエサを与えることによっても感染する。平成17年、国内の動物展示施設で従業員の集団感染があった。

■ 予防

- 鳥を飼う時は、羽や糞が残らないよう常に清潔にする。
- 鳥の世話をした後は、手洗い、うがいをする。
- 病鳥から菌が大量に排せつされるので、鳥の健康管理に注意する。
- 口移しでエサを与えない等、節度ある接し方が大切。
- 鳥を飼っている人が治りにくい咳や息苦しさ等の症状を感じたらオウム病を疑って受診し、鳥を飼っていることを医師に伝える。鳥が元気のない時、死んだ時等に上記のような症状を感じたら速やかに受診する。
- 信頼のおけるペットショップで健康な鳥を購入する。



動物由来感染症の種類③

サルモネラ症

■ 病気の特徴(症状)

感染した人の多くが胃腸炎症状を呈するが、無症状のこともある。まれに菌血症、敗血症、髄膜炎等の重症となり、ひどい場合には死亡することもある。

■ 感染経路・感染状況

通常サルモネラ症は汚染された食品を介して感染するが、爬虫類等の動物との接触を通じて感染することもある。国内外の文献によると、カメ等の爬虫類の50～90%がサルモネラ菌を保有している。日本でも子供がペットのミドリガメから感染し、重症となった事例がある。

■ 予防

- 飼育環境を清潔に保ち、世話をした後は石けん等を使って十分に手を洗う。
- 乳幼児のいる家庭での爬虫類の飼育は控える。
- 飼育水を交換する場合は、排水により周囲が汚染されないように注意する。
- 免疫機能の低い人(新生児や乳児、お年寄り等)がいる家では飼育を避ける。



■ 病気の特徴(症状)

主な症状は、発熱、けん怠感、腹痛、吐き気、頭痛等。まれに重症化して、敗血症や髄膜炎を起こし、播種性血管内凝固症候群(DIC)や敗血症性ショック、多臓器不全に進行して死に至ることもある。患者の大半が40歳代以上で、男性が70%近くを占める。

■ 感染経路・感染状況

犬や猫等の動物の口の中に普通に見られる細菌で、主に咬傷・搔傷から感染する。

■ 予防

- 動物との節度ある触れ合いを心がけ、咬まれたり、引っ搔かれたりしないように気を付ける。



■ 病気の特徴(症状)

初期は発熱・鼻汁等風邪に似た症状で、その後、咽頭痛や咳が始まり、ジフテリアと同様の症状を示す。

■ 感染経路・感染状況

国内では、猫との接触または飛沫による感染が強く疑われる事例の報告がある。海外では、犬や猫以外にも牛等の家畜との接触や、殺菌のされていない生乳の摂取による感染報告もある。

■ 予防

- 成人用ジフテリアトキソイドやDPT(ジフテリア・百日咳・破傷風)三種混合ワクチンが感染防御に効果があるとされている。
- くしゃみや鼻汁等の風邪様の症状や皮膚病を呈している動物との接触を控え、動物と触れ合った後は手洗い等を行う。

カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症

コリネバクテリウム・ウルセランス感染症

厚生労働省の対応

健康局 結核感染症課では、
動物由来感染症について以下のような対応を行っています。

一般の方、専門家の方への情報提供

● ホームページ

「動物由来感染症を知っていますか？」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/zoonosis_01.html

病気のこと、我が国や外国で発生していること、予防対策のこと、法律のこと等について説明しています。

「厚生労働省」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou.html>

厚生労働省の取り組みや制度のこと等について説明しています。また、各種通知やガイドライン、「我が国への動物の輸入状況」、「飼い犬の登録・予防注射の状況、動物由来感染症の発生動向」等の統計情報も紹介しています。

- 動物由来感染症ハンドブック
- 動物由来感染症実務ハンドブック
- ウエストナイル熱リーフレット

専門家の方への対応ガイドラインの提供

- 狂犬病対応ガイドライン2001
- 身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン
- 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン
- ウエストナイル熱の媒介蚊対策に関するガイドライン
- 犬のエキノコックス症対策ガイドライン2004
- サルの細菌性赤痢対策ガイドライン
- 愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン2006

その他の対応

動物のサーベイランス情報の収集としてウエストナイル熱対策のためのカラスのスポットサーベイランス、その他補助事業や研究等を行っています。

人と動物には共通した病気があることを、 あなたのためにも、動物のためにも知っておきましょう

●我が国や外国で実際に発生している主な動物由来感染症

群	動物種(昆虫含む)	主な感染症	予防のポイント
ペット動物	犬	パストレラ症、皮膚糸状菌症、エキノコックス症、 狂犬病*1、カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症、 コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、ブルセラ症	節度ある触れ合い
	猫	猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病*1、 パストレラ症、カブノサイトファーガ・カニモルサス感染症、 コリネバクテリウム・ウルセランス感染症、皮膚糸状菌症	
	ハムスター	レプトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱、 皮膚糸状菌症、野兔病	
	小鳥	オウム病	
野生動物	爬虫類	サルモネラ症	病気について不明なことも多いので、 一般家庭での飼育は控えるべき
	観賞魚	サルモネラ症、非定型抗酸菌症	
	プレーリードッグ	ペスト*1、野兔病	
	リス	ペスト*1、野兔病	
	アライグマ	狂犬病*1、アライグマ回虫症*2	
	コウモリ	狂犬病*1、リッサウイルス感染症*1、 ニパウイルス感染症*1、ヘンドラウイルス感染症*1	
	キツネ	エキノコックス症、狂犬病*1	
	サル	エボラ出血熱*1、マールブルグ病*1、Bウイルス病*2、 細菌性赤痢、結核	
	野鳥(ハト・カラス等)	オウム病、ウエストナイル熱*1、クリプトコックス症	
ネズミ	ラッサ熱*1、レプトスピラ症、 ハンタウイルス肺症候群*1、腎症候性出血熱		
家畜	ウシ、家きん等	Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌感染症、 鳥インフルエンザ(H5N1)*2	適切な衛生管理
その他	蚊	ウエストナイル熱*1、デング熱、チクングニア熱	
	ダニ	ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、クリミア・コンゴ出血熱、つつが虫病	

*1：我が国で病原体がいまだ、もしくは長期間発見されていない感染症。*2：我が国では患者発生の報告がない感染症

動物由来感染症には、医学と獣医学の分野が協力して対応を進めています

なお、このハンドブック作成には人と動物の共通感染症研究会のご協力をいただきました。

■お問い合わせは最寄りの保健所へ

ホームページ「動物由来感染症を知っていますか？」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/zoosis_01.html